

第8回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年8月19日

午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

<p>1. 開催日時 令和3年8月19日(木)午後2時00分～3時05分</p> <p>2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室</p> <p>3. 出席委員(18人) 会長 1番 越雲 宏、職務代理者 19番 塩野目 富夫 委員: 2番 田中 雄二、3番 栗野 隆夫、4番 仲澤 清一、5番 興野 礼子、7番 齋藤 勉、8番 川上 恵、9番 関 閣夫、10番 小川 雄三、11番 奥畑 智子、12番 小川 祥一、13番 中村 東、14番 堀江 恒夫、15番 石岡 幸雄、16番 荒井 喜代子、17番 黒須 明、18番 相吉澤 宏 各委員</p> <p>4. 欠席委員(1人) 6番 大野 覚文 委員</p> <p>5. 出席推進委員(0人)</p> <p>6. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程第5 議案第4号 非農地証明願出による現況地目の認定について 日程第6 議案第5号 那須烏山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について</p> <p>7. 農業委員会事務局職員 事務局長 相ヶ瀬一彦、専門員 糸井美智子、主査 雫 保友</p> <p>8. その他の出席者 農政課農業振興グループ 係長 各務 卓馬</p> <p>9. その他 新型コロナウイルス対策のため、出席者を制限して開催した。</p>	
<p>事務局長(相ヶ瀬)</p>	<p>ただいまから令和3年 第8回総会を開会いたします。それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>会長(越雲)</p>	<p>< 開会前のあいさつ ></p>
<p>事務局長(相ヶ瀬)</p>	<p>本日、6番 大野 覚文 委員 より欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は、19名中18名で過半数の定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、越雲会長をお願いいたします。</p>
<p>議長(越雲)</p>	<p>直ちに会議を開きます。(午後 2時 00分)</p>
<p>事務局長(相ヶ瀬)</p>	<p>< 議事日程の朗読 ></p>

議長	経過報告をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	< 経過報告を朗読 >
議長 （議長）	これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、議事録署名委員は、8番 川上 恵 委員、9番 関 閣夫 委員をお願いします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 雫 保友 氏 と 糸井 美智子 氏 を指名いたします。
	それでは、次に、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第1号 議案書の朗読 >
議長	説明が終わりましたので、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、2番について、12番 小川 祥一 委員をお願いします。
12番 小川 祥一 委員	8月9日、現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号 整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、親族。権利移動等の内容、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、麦、ソバ、飼料。農業従事年数及び農業形態、約50年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、コンバイン、トラクター、田植機。取得地への通作距離、約2km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アール又は20アールの下限面積要件は、問題なし。調査の結果、農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アール又は20アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
	8月9日、現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号 整理番号2

<p>(12番 小川 祥一 委員)</p>	<p>のとおりです。渡人と受人の関係、第三者。権利移動等の内容、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約35年。第1種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、コンバイン、トラクター、田植機。取得地への通作距離、約1km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アール又は20アールの下限面積要件は、問題なし。調査の結果、農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アール又は20アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号3番について、16番 荒井 喜代子 委員にお願いします。</p>
<p>16番 荒井 喜代子 委員</p>	<p>8月7日、現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号 整理番号3のとおりです。渡人と受人の関係、第三者。権利移動等の内容、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻。農業従事年数及び農業形態、約50年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、コンバイン、トラクター、田植機。取得地への通作距離、約0.1km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アール又は20アールの下限面積要件は、問題なし。調査の結果、農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アール又は20アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>< 質疑なし ></p>
<p>議長</p>	<p>上程中の議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>
<p>議長</p>	<p>ただいま上程中の議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 異議がないようですので、申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、日程第3 議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による</p>

(議長)	許可申請について」を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局 (糸井)	< 議案第2号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告の前に、事務局より説明をお願いします。
事務局 (雫)	< 4条についての総会における報告等の説明 >
議長	説明が終わりましたので、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1について、調査委員の報告を10番 小川雄三 委員をお願いします。
10番 小川 雄三 委員	8月17日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。転用事業者、●●●氏。農地区分、第1種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が道を挟んで畑、西が畑、南が道を挟んで宅地と山林、北が宅地と畑。同意書、有。転用計画、転用事業者は、農業を営んでいるが、収入増加の手段として有用であり農林水産省や経済産業省が推進している営農型太陽光発電設備の設置を計画し、申請に至った。転用面積、2,302㎡のうち0.68㎡。営農型太陽光発電設備の設置。構造等、パネル250枚。管理計画、維持管理、保守管理は株式会社●●●に委託。給水・排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透。営農計画の状況、作物、大麦。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、許可後早々に。その他 他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済、埋蔵文化財については生涯学習課に届出済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
7番 齋藤 勉 委員	申請面積に関して、1,000㎡上限と事務局から説明がありましたが、今回は2,000㎡以上となり市の土地利用事前協議にかける案件ではないのでしょうか。
事務局長 (相ヶ瀬)	申請面積は、農地に太陽光発電設備を立てる支柱部分の面積となり、今回の案件は農地面積2,302㎡の内の0.68㎡になります。営農型太陽光設置については、土地利用事前協議にかける案件はございません。

4番 仲澤 清一 委員	約12年で黒字を見込むとのことですが、売電価格が12円でそれほど高くない。太陽光設置すると固定資産税などが高くなると聞いたのですが、大麦だけの収入だときついと思うので、市で何か優遇措置などがあるのでしょうか。
事務局（雫）	固定資産税ですが、大半は農地として使用しますので、その部分は農地のまま課税され、ほぼ変わらないと思われます。パネルについては、償却資産として事業者固定資産税がかかります。
議長	休憩いたします。（午後 2時 36分） 再開いたします。（午後 2時 40分）
議長	< 他に質疑なし > 上程中の議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可に係る許可申請について」 申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。
議長	< 異議なしの声 > ただいま上程中の議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可に係る許可申請について」 申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、日程第4 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。
事務局（糸井）	< 議案第3号 議案書の朗読 >
議長	説明が終わりましたので、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1について、17番 黒須 明 委員にお願いします。
17番 黒須 明 委員	8月17日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●氏。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が道を挟んで宅地、西が道を挟んで宅地、南が道を挟んで宅地、北が畑。同意書、無。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、申請地に隣接する住宅で生活しているが、現在の住宅敷地では自動車の方向転回が困難であることから新たな駐車場の整備を計

<p>(17番 黒須 明 委員)</p>	<p>画し、申請地について所有者から購入できることになり、駐車場として使用するための整備を始めたが、農地法の手続きを行っていなかったため、申請に至った。始末書有。転用面積 286 m² 駐車場、3台。給水、排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の預金通帳写しにより事業を完了させるために必要な資金の裏付有。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号2について、5番 興野 礼子 委員にお願いします。</p>
<p>5番 興野 礼子 委員</p>	<p>8月17日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号2 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●●。農地区分、第3種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が道を挟んで畑と宅地、西が雑種地、南が宅地、北が道を挟んで田。同意書、無。権利の移転、設定、地上権の設定、21年間。転用計画、転用事業者は、●●●●に本社を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積 928 m² 太陽光発電設備の設置。構造等、パネル276枚、周囲フェンス設置、入口 東側。管理計画、自社にて維持管理、保守管理。給水、排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。貸借終了後の対応、事業者により原状回復し返還。資金関係の証明、金融機関の残高証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和3年9月20日から令和3年11月30日。その他 他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>地区担当委員である 8番 川上 恵 委員、整理番号1及び2につきまして、何かご意見等ございますか。</p>
<p>8番 川上 恵 委員</p>	<p>この申請は許可が相当と思われますので、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>14番 堀江 恒夫 委員</p>	<p>整理番号1について、申請地の●●●の北側に●●●という三角形の土地がありますが、この土地は農地なのでしょうか。</p>
<p>事務局(平)</p>	<p>農地です。</p>
<p>14番 堀江 恒夫 委員</p>	<p>所有者はどなたなのでしょうか。</p>

事務局（雫）	<p>道路を挟んだ向かい側に住んでいる●●●さんという方の名義になっています。</p> <p>< 他に質疑なし ></p>
議長	<p>上程中の議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>
議長	<p>ただいま上程中の 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、異議がないようですので申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、日程第5 議案第4号「非農地証明願出による現況地目の認定について」を議題といたします。議案書を朗読いたします。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（糸井）	<p>< 議案第4号 議案書の朗読 ></p>
議長	<p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1について、11番 奥畑 智子 委員をお願いします。</p>
11番 奥畑 智子 委員	<p>8月12日に、調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は 議案第4号 整理番号1のとおりです。調査方法、現地を見て確認。土地の履歴、昭和52年 ●●●から分筆、交換により取得。非農地になった時期及び現在の利用状況、議案書のとおり。非農地になった経緯、人為的。周辺への影響、問題なし。非農地となって何年経過したか、経過年数、約64年。昭和32年に当時の●●●自治会長より、消防車庫として当時の烏山町へ寄付され、平成28年まで引き続き使用。その後は、消防車庫は別の場所へ移転したが建物はそのまま現在に至る。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の申請目的、宅地。調査の結果、非農地と認定する要件を満たすため認定が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>上程中の議案第4号「非農地証明願出による現況地目の認定について」 願出のとおり認定することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>

議長	ただいま上程中の議案第4号「非農地証明願出による現況地目の認定について」は、異議がないようですので願出のとおり認定することに決定いたしました。続きまして、日程第6 議案第5号「那須烏山農業振興地域整備計画変更に係る意見について」を議題といたします。議案書を朗読いたします。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第5号 議案書の朗読 >
議長	議案第5号につきまして、事務局より報告があります。
事務局長（相ヶ瀬）	整理番号1について、現地確認ができないため、審議できず、申請者からの要望により次回総会に持ち越しとなりました。
議長	整理番号1について、審議保留としてよろしいか、お諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
議長	それでは、整理番号1は、審議保留といたします。整理番号2の内容について、農政課農業振興グループ担当職員から説明していただきます。
農業振興グループ（各務）	本案につきましては、申出人●●●氏から農業振興地域整備計画の変更申出が提出されましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、市長から農業委員会に意見を求めるものであります。今回の案件は、●●●地区の畑を宅地とするため非農地証明願出するための農振除外です。除外する農地は2筆で、地番：●●●面積122㎡、●●●面積29㎡の合計151㎡です。除外する面積は、現在の宅地340㎡と併せても491㎡であり、一般住宅の県基準である500㎡に満たない。本案件は、農振除外の5要件のうち、「非農地証明」の見込みのある土地の農振除外の場合は、法第3条第2号及び第4号を参考に判断するとされています。農地集団性の保持や他の農用地の保全等に支障を及ぼすものではないと考えております。ただ、登記簿及び事業計画書から、●●●については昭和28年に交換分合により●●●氏に所有権が移転された後、平成4年に土地改良法による換地処分が行われたところを、隣接地に居住する●●●氏が平成5年頃から農振法・農地法の許可を得ずに無断で宅地利用していたことが読み取れます。なお、今後のスケジュールは、この場で意見を聴取し、その意見を踏まえ9月末に市の農業振興促進協議会において協議を行います。非農地証明の見込みがあるため、県の農業振興事務所に事前協議は省略できる案件となります。11月末から1月中旬まで公告閲覧等を行います。その後2月上旬までに県と本協議を行い、2月中旬に除外完了となります。では、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長	続いて、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号2について、10番 小川 雄三 委員をお願いします。
10番 小川 雄三 委員	8月17日に、調査を行いましたので、その内容を報告いたします。今回の農業振興地域整備計画にかかる農用地区域の変更は、非農地証明を目的とした農用地区域からの除外でありますので、除外の諸条件及び非農地の確実性について調査してまいりました。申出人、申出地は議案第5号 整理番号2のとおりです。調査方法、本人聞取、関係人から聞取、現地、関係書類等を見て確認。土地の履歴、●●●、平成4年3月22日土地改良法による換地処分。平成28年2月8日、●●●氏が相続により取得。●●●、平成25年3月20日、●●●氏が相続により●●●を取得。令和3年3月30日分筆。変更を必要とする理由、申出人宅の敷地の一部である申出地が農地であることが判明したが、申出地は平成5年頃から宅地として利用しており、今後も同様の利用を希望しているため。非農地になった経緯、人為的。周辺への影響、問題なし。非農地となって何年経過したか、経過年数、約28年。申出地は、平成5年頃に申出人宅の増築を行って以降、現在まで宅地として利用され続けている。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の申請目的、宅地。調査の結果、農振除外の諸条件及び非農地認定の要件を満たすと思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	続いて、担当地区委員から意見がありましたらお願いいたします。15番 石岡 幸雄 委員をお願いします。
15番 石岡 幸雄 委員	この申請は許可が相当と思われますので、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	説明及び報告等が終わりましたので、これより質疑を行います。
議長	< 質疑なし > ただいま上程中の 議案第5号 「那須烏山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」 中、整理番号2につきましては、異議が無いようですので、「異議なし」として回答いたします。また、この計画変更の手続き完了後に改めて提出される 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 、その内容に相違ない場合は審議を省略し、非農地として認定することとしてよろしいかお諮りいたします。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、後に提出される 「非農地証明願出による現況地目の認定」 で、整理番号2につきましては、内容

(議長)

に相違ない場合審議を省略し、非農地として認定することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。

(午後 3時 05分)

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年8月19日

議 長

8 番

9 番